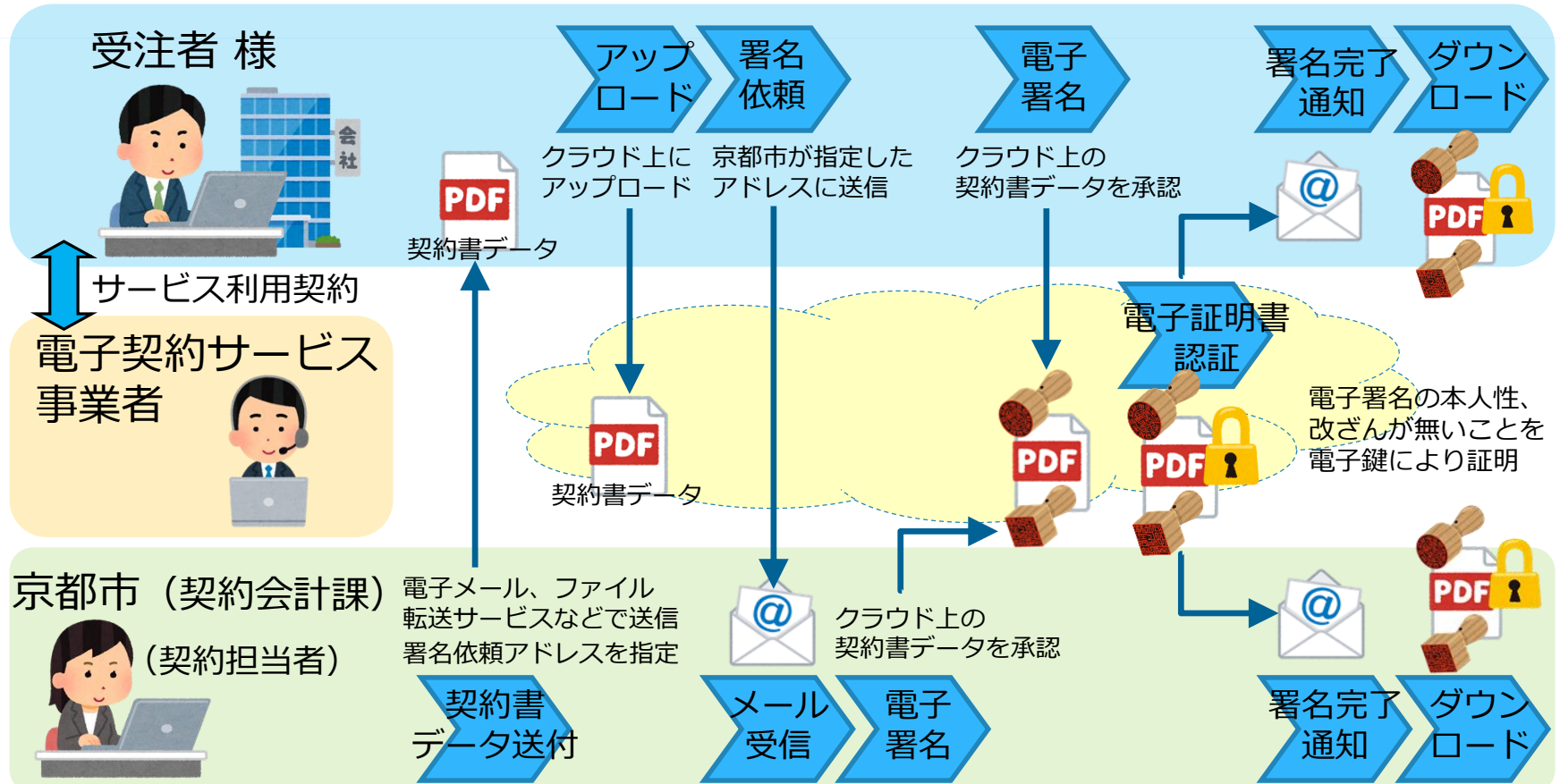


# 電子契約の事務フロー



- ・受注者様が、電子契約サービスを既に契約・利用している場合に、電子契約による締結ができます。  
(京都市上下水道局は、電子契約サービスの「受信者側」として電子契約の対応が可能です。)
- ・当局の契約で利用可能な電子契約サービスは、「クラウドサイン」及び「GMOサイン」となります。
- ・電子契約による締結を希望するときは、契約会計課の当該契約の担当者にお知らせください。  
なお、一定額以上の一般競争入札の案件で、ICカード（電子証明書）により入札された契約が対象です。
- ・契約の内容により、また、当局の事務都合により、書面での契約締結をお願いする場合があります。